

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第61号**

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(小切手の亡失による請求)</p> <p>第96条 小切手を亡失した者は、<u>非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第114条</u>に規定する公示催告の申立てをし、除権決定を受け、当該除権決定の正本をもって、当該小切手が振出日から1年を経過しないものにあつては当該小切手の支払人たる取引店に請求して支払を受けるものとし、当該小切手が振出日から1年を経過したのものにあつては第66条の3の規定に準じて支払を受けるものとする。</p>	<p>(小切手の亡失による請求)</p> <p>第96条 小切手を亡失した者は、<u>非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第156条</u>に規定する公示催告の申立てをし、除権決定を受け、当該除権決定の正本をもって、当該小切手が振出日から1年を経過しないものにあつては当該小切手の支払人たる取引店に請求して支払を受けるものとし、当該小切手が振出日から1年を経過したのものにあつては第66条の3の規定に準じて支払を受けるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。